

施工管理証明工事の試行ガイドライン（案）

国土交通省

九州地方整備局企画部技術管理課

平成24年11月

目 次

一本 編

1. 目的	1
2. 施工管理証明の概要	2
3. 用語の定義	4
4. 試行対象工事	5
5. 施工管理証明員の資格等	6
6. 施工管理証明計画書	9
7. 施工管理証明の実施内容	12
7-1. 指定材料の確認	13
(1) 指定材料の種類及び頻度	13
(2) 施工管理証明資料（指定材料の確認）	13
7-2. 工事施工の立会い	15
(1) 立会い工種及び頻度	15
(2) 施工管理証明資料（工事施工の立会い）	15
7-3. 工事施工状況の確認（段階確認）	17
(1) 確認の内容及び頻度	17
(2) 施工管理証明資料（工事施工状況の確認（段階確認））	20
7-4. 工事施工状況の把握	22
(1) 把握の内容及び頻度	22
(2) 施工管理証明資料（工事施工状況の把握）	23
7-5. 建設副産物の適正処理状況の把握	25
(1) 確認の内容及び頻度等	25
(2) 施工管理証明資料（建設副産物の適正処理状況の把握）	25
8. 施工管理業務に係わる監督職員の業務	27
(1) 監督職員の監督業務	27
(2) 検査官における検査官への提示	27
9. 検査	28
(1) 施工管理証明資料	28
(2) 出来形寸法検査	28
10. 施工管理証明に要する費用の積算	30
(1) 積算方法	30
(2) 変更（精算）方法	32
11. その他	33

－様式集－

1. 指定材料の確認

- ①施工管理証明総括表 様式－1
- ②チェックシート 様式－2
- ③状況写真 様式－21

2. 工事施工の立会い

- ①施工管理証明総括表 様式－22
- ②チェックシート 様式－23
- ③状況写真 様式－24

3. 工事施工状況の確認（段階確認）

- ①施工管理証明総括表 様式－25
- ②チェックシート 様式－26
- ③設計対比表 様式－53
- ④状況写真 様式－54

4. 工事施工状況の把握

- ①施工管理証明総括表 様式－55
- ②チェックシート 様式－56
- ③状況写真 様式－85

5. 建設副産物の適正処理状況の把握

- ①施工管理証明総括表 様式－86
- ②チェックシート 様式－87
- ③状況写真 様式－88

1. 目的

施工管理証明工事は、現在、発注者の監督職員が行っている監督業務の一部を受注者の施工管理証明員（社内技術者又は受注者と契約した第三者）が施工管理証明として実施して、その結果を施工管理証明資料にとりまとめ、監督職員に報告することにより、受注者の品質確保体制を強化し、品質確保能力の向上を図るとともに、発注者の監督業務の効率化を図ることを目的とする。

品質の優れた社会資本の調達の必要性の高まり、発注者の技術職員の減少、発注者の役割の変化及び役割の増大等を受けて、現在まで品質確保に向けた新たな制度が導入されてきた。平成7年度には品質証明制度の導入、平成18年度には施工プロセスを通じた検査が導入された。さらに、これらの制度での課題等を踏まえた新たな制度の検討がなされている。

今回、試行する施工管理証明工事は、受注者の品質確保体制を強化し、品質確保能力の向上を図るとともに、発注者の監督業務の効率化を図ることを目的に導入するものである。

2. 施工管理証明の概要

施工管理証明工事は、現在、発注者の監督職員が行っている「指定材料の確認」、「工事施工の立会い」、「工事施工状況の確認（段階確認）」、「工事施工状況の把握」及び「建設副産物の適正処理状況等の把握」について、受注者の施工管理証明員（社内技術者または受注者と契約した第三者）が施工管理証明として実施し、その結果を監督職員に報告するものである。

施工管理証明工事は、現在、発注者の監督職員または監督支援業務で対応している監督業務の一部を受注者の社内の技術者又は受注者が契約した第三者の者が施工管理証明として実施するものである。

その証明する内容は、「土木工事監督技術基準（案）：平成15年4月17日付け国九整技管第17号企画部長通達」の第3条（監督の実施）、表の「2. 施工状況の確認等」に規定されている(2)指定材料の確認、(3)工事施工の立会い、(4)工事施工状況の確認（段階確認）、(5)工事施工状況の把握、(6)建設副産物の適正処理状況等の把握の5項目である。

土木工事監督技術基準（案）に示されている監督業務について、通常工事と施工管理証明工事における監督職員等と施工管理証明員との業務分担を図2-1に示す。

【通常工事（現状）】

1. 契約の履行の確認	2. 施工状況の確認等	3. 円滑な施工の確保	4. その他
(1) 契約図書の内容の確認	(1) 事前調査等	(1-1) 地元対応（事業損失等）	(1) 現場発生品の処理
(2) 施工計画書の受理	(2) 指定材料の確認	(1-2) 地元対応（騒音・振動等）	(2) 臨機の措置
(3) 施工体制の把握	(3) 工事施工の立会い	(2) 関係機関との協議・調整	(3) 事故等に対する措置
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>【凡例】</p> <p>■ 監督職員又は監督支援業務で対応</p> </div>	(4) 工事成績の評定
(5) 条件変更に関する協議、調査、検討、通知	(5) 工事施工状況の把握		(5) 工事完成検査等の立会い
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	(6) 建設副産物の適正処理状況の把握		(6) 検査日の通知
(7) 関連工事との調整	(7) 改造請求及び破壊による確認		
(8) 工程の把握及び工事促進指示	(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し		
(9) 工事変更の事前協議及びその結果の通知			
(10) 契約担当官等への報告			

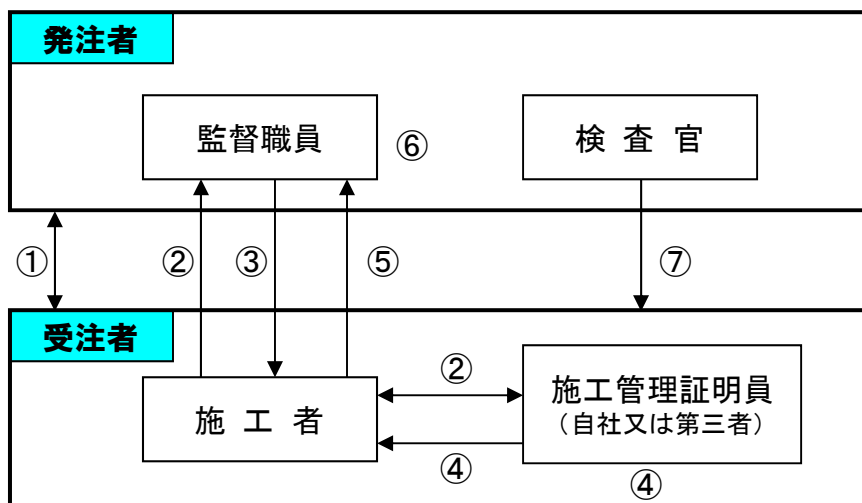


【施工管理証明工事】

1. 契約の履行の確認	2. 施工状況の確認等	3. 円滑な施工の確保	4. その他
(1) 契約図書の内容の確認	(1) 事前調査等	(1-1) 地元対応（事業損失等）	(1) 現場発生品の処理
(2) 施工計画書の受理	(2) 指定材料の確認	(1-2) 地元対応（騒音・振動等）	(2) 臨機の措置
(3) 施工体制の把握	(3) 工事施工の立会い	(2) 関係機関との協議・調整	(3) 事故等に対する措置
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>【凡例】</p> <p>■ 監督職員又は監督支援業務で対応</p> <p>■ 施工管理証明で対応</p> <p>※段階確認のうち契約変更に関わる確認項目は除く</p> </div>	(4) 工事成績の評定
(5) 条件変更に関する協議、調査、検討、通知	(5) 工事施工状況の把握		(5) 工事完成検査等の立会い
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	(6) 建設副産物の適正処理状況の把握		(6) 検査日の通知
(7) 関連工事との調整	(7) 改造請求及び破壊による確認		
(8) 工程の把握及び工事促進指示	(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し		
(9) 工事変更の事前協議及びその結果の通知			
(10) 契約担当官等への報告			

図 2-1 監督職員等と施工管理証明員との業務分担

また、施工管理証明工事の流れを図 2-2 に示す。



- ① 発注者は工事請負契約時に施工管理証明を特記仕様書に規定し、施工管理証明費用の積算計上。
- ② 施工者は施工管理証明員(社内技術者又は第三者)及び施工管理証明計画書の承諾願いを発注者(監督職員)に提出。
- ③ 発注者(監督職員)は施工管理証明員の資格審査及び施工管理証明計画書の確認を行い、承諾。
- ④ 施工管理証明員は現場臨場等により、施工管理等の確認を実施して施工管理証明資料を作成、作成した資料を施工者へ報告。
- ⑤ 施工者は確認結果について、一定期間毎に発注者(監督職員)に施工管理証明資料を提出。
- ⑥ 発注者(監督職員)は施工管理証明資料を確認。
- ⑦ 発注者(検査官)は検査時に施工管理証明資料も合わせて検査。

図 2-2 施工管理証明工事の流れ

3. 用語の定義

1. 施工管理証明

施工管理証明とは、現在、発注者の監督職員が行っている監督業務の一部を受注者（社内技術者または受注者と契約した第三者）の施工管理証明員が契約図書等に基づき、臨場及び関係資料により確認等を行い、その結果を別に定めるところの様式（チェックシート等）にとりまとめる行為をいう。

2. 施工管理証明工事

施工管理証明工事とは、施工管理証明の試行を実施する工事をいう。

3. 施工管理証明員

施工管理証明員とは、施工管理証明を行う者で、一定の資格及び実績を有した受注者の社内技術者または、受注者と契約した第三者の技術者をいう。

4. 施工管理証明資料

施工管理証明資料とは、施工管理証明員が施工管理証明の結果を報告するために作成する資料であり、施工管理証明書、チェックシート、状況写真等から構成される資料をいう。

5. 施工者

施工者とは、受注者の現場代理人、主任（監理）技術者をいう。

4. 試行対象工事

施工管理証明工事の試行は、次に掲げる工事の中から選定するものとする

- ①一般土木工事（Cランク）
- ②アスファルト舗装工事（A、Bランク）
- ③その他当該工事に係る事務を所掌する九州地方整備局長又は事務（管理）所長が必要と認める工事

試行対象工事は、一般土木工事のCランク、アスファルト舗装工事のA、Bランクの中から選定するものとするが、当面は工事の技術的難易度が比較的 low、トンネル、橋梁、堰、水門、排水機場等重要な構造物以外の工事を対象とする。

なお、試行の目的等を踏まえ、当該工事に係る事務を所掌する九州地方整備局長又は事務（管理）所長が必要と認める場合は、一般土木工事のCランク、アスファルト舗装工事のA、Bランク以外の工事を試行対象とすることができる。

5. 施工管理証明員の資格等

1. 施工管理証明員の資格等

施工管理証明員は、一定の資格及び経験を有する者でなければならない。

施工管理証明員は、次の資格及び実績を有する者でなければならない。

[資格要件]

以下に示す①～⑤のいずれかを資格を取得していること。

- ①技術士、技術士補（建設部門）
- ②一級又は二級土木施工管理技士
- ③土木学会（特別上級、上級、1級、2級）技術者
- ④公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）又は発注者は認めた同様の資格を有する者（※1）
- ⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※2）

※1 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは、以下のとおり

- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）1種
- ・「近畿地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援技術者
- ・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援業務技術者1種
- ・九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定した1種公共工事品質確保技術者

※2 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが、転職等により登録ができない立場にいる者

[実務経験]

技術者経験が10年以上であり、かつ下記の①～③のいずれかの経験を有していること。

- ①国土交通省発注工事の監理技術者又は主任技術者
- ②国土交通省発注工事の現場技術業務の現場技術員（ただし、内業は除く）
- ③国土交通省発注工事の総括監督員、主任監督員又は技術検査官

なお、技術者経験とは、土木工事に関する技術的な経験をいう。

例) 民間会社：技術者として入社してからの経験年数

行政機関：土木技術者として入所してからの経験年数

2. 施工管理証明員の承諾

施工者は、工事着手前に社内技術者または第三者から施工管理証明員を選定して、監督職員の承諾を得なければならない。

施工者は、工事着手前に「1. 施工管理証明員の資格等」に定める資格及び実務経験等を有した技術者を受注者の社内技術者または第三者から選定し、施工管理証明員の氏名、資格、実務経験等を書面により監督職員に承諾願として提出するものとし、監督職員への提出は、工事関係書類の標準様式の様式-9「工事打合せ簿」に、以下の内容を添えて提出するものとする。

- ・対象工事名
- ・施工管理証明員の所属、氏名、生年月日
- ・所有資格と資格番号（資格者証（写し）を添付する。）
- ・職歴
- ・工事経歴

監督職員は、施工者から提出された施工管理証明員の資格、実務経験等の資格審査等を行い、承諾する。

施工者は、施工途中においてやむを得ず施工管理証明員を変更する場合には、変更理由及び施工管理証明員の氏名、資格、実務経験等を書面により監督職員に再提出して承諾を得なければならない。

以下に、受注者が主任監督職員に提出する際に添える資料の記入参考例を示す。

施工管理証明員

所属（法人名、部署）： _____

氏 名： _____

生 年 月 日： _____ 年 月 日

資格名および資格番号： _____

職歴：

在籍期間	会社名	所在地	職種

工事経歴：

工事名	業務内容	工期	従事期間

※「資格者証（写し）」を添付する。

6. 施工管理証明計画書

施工者は、工事着手前に「施工管理証明計画書」を作成して、監督職員の承諾を得なければならない。

施工者は、工事着手前に設計図書及び本ガイドライン「7. 施工管理証明の実施内容」に基づき「指定材料の確認」、「工事施工の立会い」、「工事施工状況の確認（段階確認）」、「工事施工状況の把握」、「建設副産物の適正処理状況等の把握」の各項目について施工管理証明の内容、予定時期等を記載した「施工管理証明計画書」を作成し、監督職員に協議書として提出するものとし、監督職員への提出は、工事関係書類の標準様式の様式－9「工事打合せ簿」に、施工管理証明計画書を添えて提出するものとする。

監督職員は施工者から提出された「施工管理証明計画書」について、工事内容・規模を勘案し、「土木工事監督技術基準（案）」等に基づき内容確認を行い、承諾^{注)}する。

施工者は工事変更等に伴い「施工管理証明計画書」の内容に変更の必要が生じた場合は、その都度変更施工管理証明計画書を作成して監督職員の承諾^{注)}を得なければならない。

注) 本ガイドラインで使用している「承諾」とは、施工者の作成した書面の内容について監督職員が妥当性の確認を行い受け入れるといった広義な行為を指すものであり、契約変更の対象としない「承諾」とは解釈が異なるものである。

施工管理証明に要する費用は、当初設計では確認回数を予定で積み上げ計上し、工事契約後に施工者が作成する「施工管理証明計画書」と実際の実施状況（回数等）を確認して受発注者間の協議により精算変更することになっている。（本ガイドライン「10. 施工管理証明に要する費用の積算」参照）

施工管理証明計画書の記載方法は以下のとおりとする。

◆「指定材料の確認」、「工事施工の立会い」

- ・指定材料(工種)名：設計図書において指定された材料名、工種名を記載する。
- ・施工（予定）時期：予定時期（○月上旬等）及び実施日（実績）を記載する。

◆「工事施工状況の確認（段階確認）」、「工事施工状況の把握」

- ・種別：「土木工事監督技術基準（案）」の段階確認一覧（別表1）及び施工状況把握一覧（別表2）に記載された種別名を記載する。
- ・細別：〃 細別名を記載する。
- ・確認時期：〃 確認時期を記載する。
- ・確認項目：〃 確認項目を記載する。
- ・施工（予定）時期：予定時期（○月上旬等）及び実施日（実績）を記載する。

※記載例 工事施工状況の確認（段階確認）

種別	細別	確認時期	確認項目	施工(予定)時期
矢板工	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	○月○日
矢板工	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	○月上旬
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
矢板工	鋼矢板	打込完了時	基準高、変位	○月○日
矢板工	鋼矢板	打込完了時	基準高、変位	○月中旬
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

◆「建設副産物の適正処理状況等の把握」

- ・建設資材・建設副産物：工事で使用する建設資材名、建設副産物名を記載する。
- ・施工（予定）時期：予定時期（○月上旬等）及び実施日（実績）を記載する。

「施工管理証明計画書」

指定材料の確認

指定材料名	施工（予定）時期

工事施工の立会い

指定工種名	施工（予定）時期

工事施工状況の確認（段階確認）

種別	細別	確認時期	確認項目	施工（予定）時期

工事施工状況の把握

種別	細別	確認時期	確認項目	施工（予定）時期

建設副産物の適正処理状況等の把握

確認項目	建設資材・建設副産物	施工（予定）時期
産業廃棄物管理票（マニフェスト） による処理		
リサイクルの実施状況 （再生資源利用計画書）		
リサイクルの実施状況 （再生資源利用促進計画書）		

7. 施工管理証明の実施内容

1. 施工管理証明の実施内容は、「土木工事監督技術基準（案）：平成15年4月17日付け国九整技管第17号企画部長通達」の第3条（監督の実施）、表の「2. 施工状況の確認等」に規定されている(2)指定材料の確認、(3)工事施工の立会い、(4)工事施工状況の確認（段階確認）、(5)工事施工状況の把握、(6)建設副産物の適正処理状況等の把握とし、施工管理証明員が臨場及び関係資料により確認等を行い、その結果を施工管理証明資料として作成するものとする。
但し、「工事施工状況の確認（段階確認）」のうち、契約変更に係わる確認項目については、これまでどおり監督職員が確認するものとする。
2. 施工者は、施工管理証明資料を一定期間ごとに監督職員に提出するものとする。

施工管理証明の実施内容は、「指定材料の確認」「工事施工の立会い」、「工事施工状況の確認（段階確認）」、「工事施工状況の把握」及び「建設副産物の適正処理状況等の把握」とし、施工管理証明員が実施する内容、頻度等は下記のとおりとする。

ただし、「工事施工状況の確認（段階確認）」のうち、契約変更に係わる確認項目については、これまでどおり監督職員が確認するものとする。

施工管理証明員は、施工管理証明の実施結果を下記に定める総括表、チェックリスト、状況写真からなる施工管理証明資料にとりまとめるものとする。

施工者は、施工管理証明資料を概ね1週間毎に監督職員に提出するものとする。

7-1. 指定材料の確認

(1) 指定材料の種類及び頻度

設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された全ての材料について、設計図書に規定された方法により品質・規格等の確認を行うものとする。

(2) 施工管理証明資料（指定材料の確認）

施工管理証明資料は、「施工管理証明（指定材料の確認）総括表、チェックシート（指定材料の確認）、状況写真」とする。

なお、状況写真については各品目ごとに、検査実施状況、材料の規格、形状寸法、数量等について各1枚程度を撮影するものとする。

施工管理証明(指定材料の確認)総括表					
					総括表例
工事名： _____					
区分	確認材料名	確認項目	実施日	施工管理証明員 氏名 印	記 事

チェックシート(指定材料の確認) (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)																		
工事名: _____					対象箇所: _____			施工管理証明員 印										
区分	確認材料名	確認項目 ・試験項目 / 試験方法	確認時期	確認方法		規格値	チェック内容								備考			
				試験成績表	目視・計測等		目付・チェック											
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			〇〇〇〇	目付・チェック											
							確認箇所											
							コメント											
		〇〇	〇〇			〇〇〇〇〇	目付・チェック											
							確認箇所											
							コメント											
							目付・チェック											
							確認箇所											
							コメント											

状況写真(指定材料)

状況写真例

確認材料名		確認項目		確認日 (実施日)	
状況写真		実施状況		材料の規格等	
		形状寸法		数量	

7-2. 工事施工の立会い

(1) 立会い工種及び頻度

設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種について、設計図書に規定された方法により立会いを行うものとする。

(2) 施工管理証明資料（工事施工の立会い）

施工管理証明資料は、「施工管理証明（工事施工の立会い）総括表、チェックシート（工事施工の立会い）、状況写真」とする。

なお、状況写真については、全景、立会い実施状況がわかる代表部分について各1枚程度を撮影するものとする。

施工管理証明(工事施工の立会)総括表						総括表例
工事名： _____						
工種	種別	立会項目	実施日	施工管理証明員 氏名 印	記 事	

チェックシート(工事施工の立会) (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)										チェックシート例								
工事名:			対象箇所:			施工管理証明員		印										
工種	種別	立会項目	立会時期	確認内容	チェック内容								備考					
					日付・チェック	確認箇所	コメント											
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	各確認ごとに、全景、立会い実施状況がわかる代表部分について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	各確認ごとに、全景、立会い実施状況がわかる代表部分について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
					日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	
					日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	

状況写真(工事施工の立会い)

状況写真例

種別	立会項目	確認日 (実施日)
状況写真	<div data-bbox="333 322 772 647" style="border: 1px solid black; width: 275px; height: 145px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>全景</p> </div>	<div data-bbox="887 322 1326 647" style="border: 1px solid black; width: 275px; height: 145px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>立会い状況がわかる代表部分</p> </div>

7-3. 工事施工状況の確認（段階確認）

(1) 確認の内容及び頻度

表7-1「工事施工状況の確認（段階確認）一覧」に基づき、確認を行うものとする。

なお、契約変更等に係わる確認項目については、従来どおり監督職員が行うものとする。

表 7-1 工事施工状況の確認（段階確認）一覧

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度 (一般：一般監督) (重点：重点監督)	確 認 者	
					監督職員	施工管理 証明員
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事		○
河川土工（掘削工） 海岸土工（掘削工） 砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土（岩）質の変化毎	○	
道路土工 （路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回/1工事		○
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m		○
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m		○
	サトマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m		○
パーカルドレーン工	サトドレーン 袋詰式サトドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本		○
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本		○
締固め改良工	サトコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本		○
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本		○
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本		○
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本		○
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本	○	
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚	○ （試験）	○
		打込完了時	基準高、変位			○
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本	○ （試験）	○
		打込完了時	基準高、変位			○
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	○ （試験）	○
		打込完了時 （打込杭）	基準高、偏心量			○
		掘削完了時 （中堀杭）	掘削長さ、杭の先端土質		○ （試験）	
		施工完了時 （中堀杭）	基準高、偏心量			○
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本		○

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度 (一般：一般監督) (重点：重点監督)	確 認 者	
					監督職員	施工管理 証明員
場所打杭工	リバース杭 オールシング杭 アースリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	○ (試験)	○
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1 構造物 重点：60%程度/1 構造物		○
		施工完了時	基準高、偏心量、杭 径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	○ (試験)	○
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本		○
深礎工		土(岩)質の変化 した時	土(岩)質、変化位 置	1回／土(岩)質の変化毎	○	
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数	○	
		鉄筋組立て完了 時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本		○
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数		○
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数	○	
オープンケトン基礎工 ニューマチックケトン 基礎工		鉄沓据え付け完了 時	使用材料、施工位置	1回／1 構造物		○
		本体設置前 (オープンケトン)	支持層		○	
		掘削完了時 (ニューマチックケトン)			○	
		土(岩)質の変化 した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎	○	
		鉄筋組立て完了 時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1 ロット		○
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶 接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	○ (試験)	○
		打込完了時	基準高、偏心量			○
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本		○
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回／1 構造物	○	
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1 法線		○
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1 法線		○
護岸工	法覆工(覆土施 工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来 形)	1回／1 工事		○
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来 形)	1回／1 工事		○
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化 した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎	○	
		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回／1 構造物	○	
		鉄筋組立て完了 時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1 構造物 重点：60%程度/1 構造物		○
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来 形)	1回／1 構造物		○
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定 時	沓座の位置	1回／1 構造物		○
床版工		鉄筋組立て完了 時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1 構造物 重点：60%程度/1 構造物		○

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度 (一般：一般監督) (重点：重点監督)	確 認 者	
					監督職員	施工管理 証明員
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	一般：———— 重点：1回/1構造物		○
ポストテンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレフォーム桁製作工 PCホースラップ 製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数		○
		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数		○
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物		○
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	○	
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎	○	
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方 ※重点監督：地山等級がD,Eのもの 一般監督：重点監督以外	○	
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認		○
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎		○
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着 アンカー穿孔工時	削孔長、径、間隔、 孔内状況	1回/1構造物		○
	鋼板取付け工、 固定アンカー工	鋼板建込み固定 アンカー完了時	施工図との照合、 材片の組合せ精度	1回/1構造物		○
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況	1回/1構造物		○
		溶接完了時	溶接部の外観状況			○
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回/1構造物		○
		塗装完了時	外観状況			○
ダム工	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。		—	—	

- 注) 1. 表中の「確認の程度」は確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上、設定する。
2. 1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
3. 一般監督、重点監督について
・一般監督：重点監督以外の工事
・重点監督：下記の工事
イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
ロ 施工条件が厳しい工事
ハ 第三者に対する影響のある工事
ニ その他
4. 表中の「確認者」の「監督職員」、「施工管理証明員」の区分は参考であり、工事内容等を勘案の上、適宜判断する。

(2) 施工管理証明資料（工事施工状況の確認（段階確認））

施工管理証明資料は、「施工管理証明資料（工事施工状況の確認（段階確認））総括表、チェックシート（工事施工状況の確認（段階確認））、設計対比表、状況写真」とする。

なお、状況写真については、全景、代表部分写真について各1枚程度を撮影するものとし、不可視部分については必ず撮影することとする。

施工管理証明(工事施工状況の確認(段階確認))総括表					
					総括表例
工事名 : _____					
種別	細別	測定項目等	実施日	施工管理証明員 氏名 印	記 事

チェックシート(工事施工状況の確認(段階確認))										(期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)		チェックシート例				
工事名:				対象箇所:			施工管理証明員		印							
種別	確認時期	確認の程度	測定項目等	規格値等	チェック内容							備考				
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	全景、施工状況がわかる代表部分について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
					確認箇所											
					コメント											
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	全景、施工状況がわかる代表部分について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
					確認箇所											
					コメント											
					日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	
					確認箇所											
					コメント											

設計対比表

設計対比表例

工 種 _____
 種 別 _____
 実施日 _____

測定項目等				測定項目等				測定項目等				略 図
規 格 値				規 格 値				規 格 値				
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	

材料名	規格	長さ	設計数量	確認数量	差

状況写真(工事施工状況の確認(段階確認))

状況写真例

工 種	計測項目等	確認日 (実施日)	
状況写真	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">全景</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">施工状況がわかる代表部分</p> </div>	

7-4. 工事施工状況の把握

(1) 把握の内容及び頻度

表 7-2 「施工状況把握一覧」に基づき、臨場等により把握を行うものとする。

表 7-2 施工状況把握における監督職員と施工管理証明員の把握分担（案）

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
オープンケトン基礎工 ニューマチックケトン基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、 天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
場所打杭工	リバース杭 オルクシク [®] 杭 アースリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、 天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚アチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、 天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、 天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
ポストテンション(I)桁製作工 プレキャスト桁製作工 PCホロスチブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、打設順序、 天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
トンネル工		施工時 (支保工変更 毎)	施工状況	一般：1回／支保工変更毎 重点：1回／支保工変更毎 ただし、最低10支保工毎 ※重点監督：地山等級が D,Eのもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回／1工事 重点：1回／3000m ²
		清掃・鏝落とし 施工時	清掃・鏝落とし状況	1回／1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注) 表中の「把握の程度」は把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案の上、これを最小限として設定する。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

(2) 施工管理証明資料（工事施工状況の把握）

施工管理証明員資料は、「施工管理証明（工事施工状況の把握）総括表、チェックシート（工事施工状況の把握）、状況写真」とする。



なお、状況写真については、全景、代表部分写真について各1枚程度を撮影するものとし、不可視部分については必ず撮影することとする。

施工管理証明(工事施工状況の把握)総括表					
					総括表例
工事名： _____					
種別	細別	把握項目	実施日	施工管理証明員 氏名 印	記 事

チェックシート(工事施工状況の把握)							(期間： 年 月 日～ 年 月 日)				チェックシート例					
工事名：			対象箇所：			施工管理証明員				印						
種別	項目	チェックポイント	時期	チェック項目	チェック内容						備考					
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	全景、施工状況がわかる代表部分について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
					確認箇所											
					コメント											
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	全景、施工状況がわかる代表部分について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
					確認箇所											
					コメント											
					日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	
					確認箇所											
					コメント											
					日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	/	□	
					確認箇所											
					コメント											

状況写真(工事施工状況の把握)

状況写真例

項目		チェック項目		確認日 (実施日)	
状況写真	 <p data-bbox="533 465 576 495">全景</p>		 <p data-bbox="995 465 1214 495">施工状況がわかる代表部分</p>		

7-5. 建設副産物の適正処理状況の把握

(1) 確認の内容及び頻度等

建設副産物を搬出する工事、また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、表7-3「建設副産物の適正処理状況の把握の確認項目一覧」を参考として、臨場等により建設副産物の適正処理状況等の把握を行うものとする。

表 7-3 建設副産物の適正処理状況の把握の確認項目一覧

番号	確認項目	要 点	把握資料	頻度
1	産業廃棄物管理票（マニフェスト）による処理	産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認する。	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	・ 施工中適宜
2	リサイクルの実施状況	受注者が作成した再生資源利用計画書によりリサイクルの実施状況を確認する。	再生資源利用計画書	・ 建設資材の種類及び使用量により施工中適宜
3	リサイクルの実施状況	受注者が作成した再生資源利用促進計画書によりリサイクルの実施状況を確認する。	再生資源利用促進計画書	・ 建設副産物の種類及び発生量により施工中適宜

(2) 施工管理証明資料（建設副産物の適正処理状況の把握）

施工管理証明員資料は、「施工管理証明（建設副産物の適正処理状況の把握）総括表、チェックシート（建設副産物の適正処理状況の把握）、状況写真」とする。

施工管理証明(建設副産物の適正処理状況の把握)総括表 総括表例			
工事名 : _____			
確認項目	実施日	施工管理証明員 氏名 印	記 事

チェックシート(建設副産物の適正処理状況の把握)		(期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)		チェックシート例								
工事名:		対象箇所:		施工管理証明員								
				印								
確認項目	時期 確認頻度	確認内容	チェック内容						備考			
産業廃棄物管理票(マニフェスト)による処理	施工中適宜	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されていることを確認する。	日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	
			確認箇所									
			コメント									
リサイクルの実施状況	建設資材の種類及び使用量により施工中適宜	受注者が作成した再生資源利用計画書によりリサイクルの実施状況を確認する。	日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	種類ごとに、建設資材の規格、使用量等について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
			確認箇所									
			コメント									
リサイクルの実施状況	建設副産物の種類及び発生量により施工中適宜	受注者が作成した再生資源利用促進計画書によりリサイクルの実施状況を確認する。	日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	種類ごとに、建設副産物の処理状況、発生量等について各1枚程度写真撮影し状況写真として整理する
			確認箇所									
			コメント									
			日付・チェック	/	□	/	□	/	□	/	□	
			確認箇所									
			コメント									

状況写真(建設副産物の適正処理状況の把握)				状況写真例	
種別	確認項目	確認日 (実施日)			
状況写真	全景		処理状況がわかる代表部分		

8. 施工管理証明に係わる監督職員の業務

1. 監督職員の監督業務

監督職員は、施工者から提出された施工管理証明資料について、その内容を確認することをもって、「土木工事監督技術基準（案）：平成15年4月17日付け国九整技管第17号」の第3条、表の「2. 施工状況の確認等」に規定されている(2)指定材料の確認、(3)工事施工の立会い、(4)工事施工状況の確認（段階確認）、(5)工事施工状況の把握、(6)建設副産物の適正処理状況等の把握を実施したものとす。

但し、本規定は監督職員の現場臨場などを妨げるものではない。

2. 検査時における検査官への提示

監督職員は、検査時（既済部分検査、中間技術検査、完成検査等）に施工者から提出された施工管理証明資料を検査官に提示するものとする。

(1) 監督職員の監督業務

監督職員は、施工者から提出された施工管理証明資料について、その内容を確認することをもって、「土木工事監督技術基準（案）：平成15年4月17日付け国九整技管第17号」の第3条、表の「2. 施工状況の確認等」に規定されている(2)指定材料の確認、(3)工事施工の立会い、(4)工事施工状況の確認（段階確認）、(5)工事施工状況の把握、(6)建設副産物の適正処理状況等の把握を実施したものとす。

但し、本規定は監督職員の現場臨場などにより、施工状況を確認することを妨げるものではない。

(2) 検査官における検査官への提示

監督職員は、検査時（既済部分検査、中間技術検査、完成検査等）に施工者から提出された施工管理証明資料を検査官に提示するものとする。

9. 検査

施工管理証明工事の試行対象工事の検査については、次の点について留意して検査を実施するものとする。

- ①監督職員から提示された施工管理証明資料については、原則として全資料を確認するものとする。
- ②出来形寸法検査については、「地方整備局土木工事検査技術基準（案）：平成18年6月1日付け国九整技管第33-4号」第4条に規定する「別表第2 出来形寸法検査基準」に規定されている検査密度の概ね2倍の密度で行うものとする。

(1) 施工管理証明資料

監督職員から提示された施工管理証明資料は、原則として全資料を確認するものとする。

(2) 出来形寸法検査

来高寸法検査は、「地方整備局土木工事検査技術基準（案）：平成18年6月1日付け国九整技管第33-4号」第4条に規定する「別表第2 出来形寸法検査基準」に規定されている検査密度の概ね2倍の密度で行うものとし、表9-1を参考に検査するものとする。

表 9-1 出来形寸法検査基準（案）

工種		検査内容	検査密度		
			通常の工事	施工管理証明工事	
共通事項	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	250枚につき1箇所以上（ただし、施工延長250枚以下の場合は2箇所以上）	125枚につき1箇所以上（ただし、施工延長125枚以下の場合は2箇所以上）	
	法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	
	基礎工	基準高、根入長、偏心量	1基または1目地間当たり1箇所以上	1基または1目地間当たり2箇所以上	
	石・ブロック積（張）工	基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	50mにつき1箇所以上（ただし、施工延長50m以下の場合は2箇所以上）	
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）、厚さは1kmにつき1箇所以上（ただし、1km以下は2箇所以上）	基準高、幅は100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）、厚さは500mにつき1箇所以上（ただし、500m以下は2箇所以上）
		舗装工	基準高、幅、長さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）、厚さは施工面積10,000m ² につき1箇所以上（ただし、施工面積10,000m ² 以下は2箇所以上）	基準高、幅は100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）、厚さは施工面積5,000m ² につき1箇所以上（ただし、施工面積5,000m ² 以下は2箇所以上）
	地盤改良工		基準高、幅、長さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	土工		基準高、幅、法長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）

工種		検査内容	検査密度	
			通常の工事	施工管理証明工事
河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	浚渫（川）	基準高、幅、深さ、延長		
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意の部分、管渠は同種構造物ごとに2箇所以上	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意の部分、管渠は同種構造物ごとに4箇所以上
	水門			
海岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	突堤・人工岬			
	海岸堤防			
	浚渫（海）	基準高、幅、深さ、延長		
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所（3箇所以上）	構造図の寸法表示箇所の任意箇所（6箇所以上）
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	50mにつき1箇所以上（ただし、施工延長50m以下の場合は2箇所以上）
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上	5ジョイントにつき2箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上	5測点につき2箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	50mにつき1箇所以上（ただし、施工延長50m以下の場合は2箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は各スパンごと。その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造物図の寸法表示箇所の任意部分	スパン長は各スパンごとに2箇所。その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造物図の寸法表示箇所の任意部分2箇所
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は4箇所以上。 5径間以上は1径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は4箇所以上。 5径間以上は1径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、工延長200m以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上）	両坑口を含めて、50mにつき1箇所以上（ただし、工延長100m以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上）
その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。	同種構造物ごとに適宜決定する。（但し、検査密度は通常工事の2倍程度とする。）

備考 ①検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

②施工延長は施工延べ延長をいう。

10. 施工管理証明に要する費用の積算

1. 積算方法

施工管理証明に要する費用は、別途定める積算方法に基づき、工事の共通仮設費の技術管理費に積算計上するものとする。

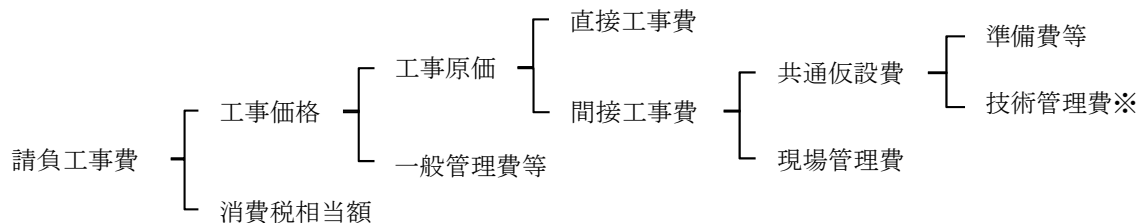
2. 変更（精算）方法

施工管理証明に要する費用の精算は、施工管理証明計画書と施工管理証明の実施状況を確認して受発注者間の協議により契約変更するものとする。

(1) 積算方法

① 積算計上項目

施工管理証明に要する費用は、請負工事費における共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。



② 積算方法

- ・施工管理証明に要する費用として計上する内容は、施工管理証明員が実施する臨場及び書面確認、品質証明資料の作成、打合せとし、施工現場までの移動に係る日数は計上しないものとする。
- ・施工管理証明員の基準日額は、設計業務委託等技術者における「技師C」とする。
- ・実施歩掛は、施工管理証明の確認1回当たり、施工管理証明員（技師C）0.5人とする。

（施工管理証明に要する費用）

=（直接人件費）

=（実施歩掛）×（基準日額）

= 0.5人／回×（確認回数）×（技師C単価）

- ・なお、技術管理費へ積上計上する施工管理証明員の費用については、現場管理費の対象とはせず、一般管理費のみ対象とする。これは、設計業務委託等技術者単価には、現場管理費に計上されている保険等の費用を含むため、現場管理費の対象外とするものである。

※土木工事積算基準書の「第2章 工事費の積算」、「②間接工事費」の管理費区分「5」とする。

③ 確認回数

工事内容に基づき、確認項目（指定材料の確認、工事施工の立会い、工事施工状況の確認（段階確認）、工事施工状況の把握、建設副産物の適正処理状況等の把握）それぞれの回数を積み上げ、その合計を「確認回数」とする。

各確認項目の回数の考え方は以下を参考として、当初設計では概算積み上げとする。

- ・「指定材料の確認」・・・設計図書において指定した材料数
- ・「工事施工の立会い」・・・設計図書において指定した工種数
- ・「工事施工状況の確認」・・・「土木工事監督技術基準（案）」の別表1（段階確認）「段階確認一覧」の確認の程度を基に各工事毎に回数を算出する。（※）
- ・「工事施工状況の把握」・・・「土木工事監督技術基準（案）」の別表2「施工状況把握一覧」の把握の程度を基に各工事毎に回数を算出する。（※）
- ・「建設副産物の適正処理の状況等の把握」
 - ・・・産業廃棄物管理票（マニフェスト）による処理の確認回数（当初は1回とする）と工事で使用（発生）する建設副産物及び建設資材の種類（数）の合計により回数を算出する。
ただし、工事規模や工期により確認頻度が1回では不足することが想定される場合は、適宜頻度数を増やして当初計上してもよい。

【算出例】

工事内容：橋台（直接基礎）2基、仮設工 鋼矢板 800枚の場合

<工事施工状況の確認（段階確認）>

矢板工（鋼矢板）	打込時	$800 \div 150 = 5.33 \div 6$ 回	
	打込完了時	$800 \div 150 = 5.33 \div 6$ 回	
躯体工（橋台）	鉄筋組立て完了時	$0.3 \times 2 = 0.6$ 回	$\div 1$ 回
	埋戻し前	$1 \times 2 = 2$ 回	
			計 <u>15回</u>

<工事施工状況の把握>

躯体工（橋台）	コンクリート打設時	$1 \times 2 = 2$ 回
---------	-----------	--------------------

④ 積算参考資料への明示

当初設計図書の積算参考資料に施工管理証明費の積算内容について、次のとおり明記する。

- ・実施歩掛（0.5人／回）
- ・確認回数
- ・技術者職種（技師C）
- ・管理費区分「5」：現場管理費対象外、一般管理費対象

(2) 変更（精算）方法

施工管理証明費用は精算変更するものとし、施工管理証明計画書の最終変更と施工管理証明の実施状況を確認して、受発注者間の協議により確認回数を精算変更を行うものとする。

確認回数については、1日の確認において異なる項目を複数回確認している場合の確認回数は、1回として精算する。

なお、受発注者間の協議により施工管理証明の実施回数は決定することとするが、変更（精算）時において、確認回数が当初設計数量と大きく乖離する場合や確認回数の判断が困難な場合などについては、企画部技術管理課に相談するものとする。

1 1. その他

施工管理証明工事の試行工事については、入札公告、特記仕様書にその旨を記載するものとする。

【入札公告記載例】

本工事は、発注者の監督職員が行っている監督業務の一部を受注者（社内技術者または受注者と契約した第三者）が実施して、その結果を施工管理証明資料にとりまとめ、監督職員に報告することにより、受注者の品質確保体制を強化し、品質確保能力の向上を図るとともに、発注者の監督業務の効率化を図ることを目的とした試行対象工事である。

【特記仕様書記載例】

第〇〇条 施工管理証明の試行工事

1. 本工事は、発注者の監督職員が行っている監督業務の一部を受注者（社内技術者または受注者と契約した第三者）が実施して、その結果を施工管理証明資料にとりまとめ、監督職員に報告することにより、受注者の品質確保体制を強化し、品質確保能力の向上を図るとともに、発注者の監督業務の効率化を図ることを目的とした試行対象工事である。
2. 実施方法は「施工管理証明工事の試行について（平成24年11月5日付 国九整技管第89号 企画部長通達）」及び「施工管理証明工事の試行ガイドライン（案）について（平成24年11月5日付 国九整技管第91号 技術管理課長通達）」によるものとする。
3. 試行工事の実施状況の把握等を目的としたアンケート調査等を実施する場合は、協力しなければならない。
4. 施工管理証明に係る確認回数は、〇回を計上している。なお、確認回数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。